

【埼玉県補助金 父母負担軽減事業補助金の申請について】

(令和5年度分申請)

【対象者】

- ・生徒と親権者（生徒が成年の場合、生計維持者（父母等））が埼玉県内に居住している世帯。
※単身赴任・介護・長期入院による県外別居は例外
- ・「基準 A、B、C、D、生活保護・家計急変（失職等・死亡・離婚・被災）」のいずれかに該当する世帯
(ピンク色のリーフレット P2～P3 参照)
対象となるかどうかの確認は学校では出来ないため、判らないという場合はとりあえず申請しておくことをおすすめしています。
詳しくは埼玉県のホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/fubofutan2.html>) をご覧ください。



注) 授業料負担額（本校は年額 300,000 円）が補助の上限となります。

(入学金補助・施設費等補助についても同様)

該当の基準によって授業料の補助に加えて、入学金・施設費等の補助も追加されます。
特待生など負担がない場合は補助の対象とはなりません。

＜施設費等納付金補助について＞

施設費等とは、本校では【施設費、設備拡充費、維持費、実験実習費、補助教材費、図書費、行事費、暖房費】が該当します。県の補助額の範囲内で実際に負担する額が上限です。

【提出書類】リーフレット P4 「提出書類」の通りです。

- ① 令和5年度 埼玉県 父母負担軽減事業補助金申請書
- ② 世帯全員記載の住民票（続柄記載のもの・原本・4/1以降発行のもの）

※住民票にはマイナンバーを記載しないでください。

※審査の過程で追加書類が必要な場合があります。その場合は個別に依頼します。

※生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」を上記に加えて提出してください。

※家計急変世帯は必要書類がそれぞれ異なるので学校にお問い合わせください。

【提出期限】令和5年 7月12日(水) 期日厳守

【提出場所】本部校舎事務室

注) 期日に遅れた場合、減額または補助が受けられないことがありますのでご注意下さい。

提出が遅れそうな場合は必ず事前にご相談ください。

※家計急変が発生した場合は、上記期日にかかわらずその時点で学校にご連絡下さい。

※家計急変には新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の収入が減少した場合も含まれます。(ただし、自営業等で持続化給付金などの公的支援・貸付を受けている場合のみが対象)

※本校の住所登録が東京都の方は別途ご案内予定です。(東京都の補助金があります)

その他の県の方はお問い合わせ下さい。補助金制度の有無を確認します。

お問い合わせ先：埼玉平成高校 本部校舎事務室 049-295-1212 担当：渡邊・猪鼻